「豚熱（ぶたねつ）」などの防疫対策で農林水産大臣宛に意見書　（2020年６月８日）

「放牧など・・・舎外飼育の中止」規定は削除されました。（2020年６月16日）

　2018年に岐阜県に豚のウイルスによる感染症である「豚熱（ぶたねつ）CSF」が発生、それが野生イノシシの感染を通して地域的に広がり、３月時点で24都府県に広がっていることが問題になっています。そのため農水省は、「家畜伝染病予防法」を２月に一部改正して強化し（４月公布）、さらに「飼養衛生管理基準」を厳しくする案を提示しました。

　そこで問題になったのは、野生動物への感染がわかり「大臣指定地域」に指定されると、「豚」等の基準、「牛、山羊」等の基準で「放牧などの舎外飼育」が「中止」され、畜舎に閉じ込める措置がとられるという規定が明記されていたことです。山梨県で「放牧豚」の銘柄で養豚を営む農園主から、「これでは営業が続けられない」という通報がありました。そこで本会は、この「放牧中止」規定は、「生来の行動本能を尊重し、健全な飼い方をする」というアニマルウェルフェアやオーガニックの考え方を無視した根拠のない過剰規制となるとして、この規定を削除するよう、同案について意見募集（パブリック・コメント）（６月11日締切）に付していた農林水産省に対し意見書を提出すると共に、会員・関係団体等にパブコメ提出の呼びかけを行いました。

　この問題には日本有機農業学会やアニマルウェルフェア畜産協議会なども取り組み、大きな波紋を呼びました。放牧豚の農園主をはじめ関係者がじかに農林水産省に働きかけを行ったり記者会見を行い、農業専門紙も大きく報道しました。

　６月12日、持ち回り開催された食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会では、パブコメ意見報告をとりまとめると共に、「舎外飼育への対応について」の文書で、「牛等」の基準では同規定を「削除」、「豚等」の基準では、夜間制限や給餌場所への防鳥ネット設置などを条件に放牧中止規定を削除する最終案が示されました。これは、６月16日、同審議会家畜衛生部会の答申とされ、「放牧中止」規定は削除されました。通報してきた農園主からも、迅速な対応で広い関心を呼び、功を奏したことへのお礼が届いています。

　パブコメ呼びかけに対応していただいたみなさま、ありがとうございました。

審議会部会の概要、配付資料などは以下のURLでダウンロードできます。

<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/bukai_44/attach/pdf/summary-1.pdf>

<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/bukai_44/index.html#siryo>

<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/bukai_45/index.html>